

会 議 事 録

1	会議名	平成25年度長岡市男女共同参画審議会
2	開催日時	平成25年10月7日(月曜日) 午後2時00分から午後3時30分まで
3	開催場所	まちなかキャンパス長岡5階交流ルーム
4	出席者名	<p>【委員11名】</p> <p>石川 伊織 金澤 ゆかり 黒岩 海映 小林 友子 小林 守 土田 和美 樋熊 憲子 平石 祥吉 平野 保雄 細金 文子 米山 宗久</p> <p>【事務局5名】</p> <p>広瀬市民部長 小池市民活動推進課長 渡辺特命主幹 堀川総括主査 大久保主査</p>
5	欠席者名	<p>【委員1名】</p> <p>稲垣 文彦</p>
6	議題	<p>(1) 長岡市男女共同参画審議会について</p> <p>(2) 平成25年度男女共同参画推進室の主な取組について</p> <p>(3) 意見交換</p>
7	審議結果の概要	<p>(別添次第及び資料に基づき議事を進行した。以下に要点を記す。)</p> <p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>・市民部長よりあいさつ</p> <p>就任に対し、御礼申し上げる。本審議会は、男女共同参画の重要施策について審議していただくために、条例に基づき市長の附属機関として設置しているものであり、2年間よろしくお願ひしたい。</p> <p>市は、平成13年にながおか男女共同参画基本計画を策定し、男女平等推進センターを開設した。平成23年に長岡市男女共同参画社会基本条例を施行し、審議会を発足した。審議会は今期が2期目である。平成24年3月、第2次ながおか男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画推進室を設置した。</p> <p>現在は、家族形態や働き方の多様化、少子高齢化などの社会情勢の中、雇用の場における男女の機会均等の確保や、ワーク・ライフ・バランスの推進、配偶者等からの暴力の根絶など、課題が尽きない状況である。</p>

本日は本審議会の役割、今年度の取組などを説明・報告し、皆様から忌憚のない意見をいただき、自由闊達な議論をお願いしたい。

3 自己紹介

4 議 題

(1) 長岡市男女共同参画審議会について

・会長・副会長の選出・・・条例施行規則第 8 条の規定による委員の互選により、会長は石川委員、副会長には樋熊委員に決定

・会長・副会長あいさつ

・長岡市男女共同参画審議会の役割・・・事務局説明（資料 1）

・苦情処理制度・・・事務局説明（資料 1）

(2) 平成 25 年度男女共同参画推進室の主な取組について

・・・事務局説明（資料 2）

(3) 意見交換

（委員）

DVは無くならないどころか、複雑化かつ広域化しているという話があったが、被害者を救済するという側面と、加害者に対するケア・指導という側面と両面あるのではないかと思うが、加害者に対する指導はどのように考えているのか。

（事務局）

加害者のいわゆる「更生プログラム」について、課題であると認識しているが、今のところ取り組んでいない。県も加害者更生プログラムの作成はしておらず、今後の課題である。国・県の指導に沿って、連携の中で今後検討したい。

（委員）

行政の立場でなかなかそこまで踏み込むというのは、難しいかと思うが、警察との連携であるとかの点で非常に興味がある。

むしろ加害者の方に、受けてきた教育や、子どもの頃にあったこと等に共通点があるのではないか。そういったことがわかれば、DV加害者にならな

いような周囲の動きができるのではないかという気がしている。そのあたりは、マスコミも頑張りたい。

(事務局)

新潟県や長岡市の周辺市町村、あるいは NPO 団体で加害者の更生に取り組んでいるところはない。東京近郊等の NPO では実際に取り組んでいるが、加害者の更生に期間と経費がかかり、行政の方へ支援を要請しているということを聞いている。

(委員)

今の加害者についての話で、欧米では 20 年、30 年前から加害者プログラムというものがあるようだが、あまり功を奏していないということがあり、予算をカットしていこうという動きがあるくらいに効果が薄いということである。

加害者を放置していてもよいと考えているわけではないが、同じ限りある予算・人材を使うのであれば、私は 10 年、20 年後に被害者や加害者になってしまうかもしれない子どもたちに対する暴力防止教育の方に、いろいろな力を割く方が、暴力のない社会を目指すにあたっては、実は早道なのではないかと思っている。

だから、子育て支援や保育、学校教育の分野を、男女共同参画、特に暴力防止の方にどんどん巻き込んで、対策を行っていただきたい。

相談件数も増加、内容も複雑化・多様化しているということで、現場の対応に苦労していると思うが、未だに埋もれている被害があると思う。障害のある被害者にも、もう少し目を向けていただきたい。

というのは、外国人や障害者の場合、かなりアウトリーチ的な発想がなければ相談窓口まで行き着くこともできない。外国人の場合は、まず通訳、言語ができなければ相談できないということがわかりやすいが、障害者も、物理的バリアのある場所へ車いす使用者は来ることができないとか、聴覚障害のある人は電話相談ができないとか、視覚障害者は紙の資料が読めないために情報が行き渡らないというようなバリアがたくさんある。

計画の体系の「基本目標 3 配偶者等からの暴力を根絶する」の「(16) 相談・保護体制の充実」の中に【 53 外国籍の方の DV 相談への対応】はあるが、「障害者への対応」というのはここにはなく、相談があってから【 58 障害者相談機関との連携】で初めて連携がとられるということになる。相談に来てもらえるような対策から具体的に行っていただけるとよいと思う。

(委員)

今聞いて、いろいろ勉強になった。本当に深くて難しい問題で、しかも多方面にわたってのケアが必要だと思う。

(委員)

周辺市町村との関わりの部分で、定住自立圏の取組という課題があるが、DVだけではなく、小千谷市・見附市・出雲崎町との間で実際に連携されている、その中身をお聞きしてもよい範囲でお聞かせいただきたい。

実は私どもの方は、ライフサポートセンターあるいはパーソナルサポートセンターにおいて、いろいろな相談事業にあたっており、やはり、ワンストップで相談ができて、お互いに連携先と顔が見える関係で、相談の事案についてうまくつないでいくことが大事なことはないかと思っている。この取組については今後とも継続してほしい。

(事務局)

周辺市町村との定住自立圏については、DV関係だけではなく、家族の問題などの一般の相談についても全て受けている。

その中で状況を見ると、やはり長岡とほとんど同じく30代から50代の女性からの相談が多く、内容は夫婦・家族の問題が一番多い。

ワンストップ支援については、なかなか難しい問題であり、相談者の意図・訴えをよく聞いた上で、まずは交通整理をして、ウィルながおか相談室で対応できれば対応し、例えば離婚をしたいといった時には専門の弁護士さんなどへつなぐなど、専門家が必要であれば専門家に任せるというスタンスで行っている。

また、先ほどお話があった障害者のケースについては、現在、相談にのっている。一時保護は県しか対応ができないが、今の県の体制は障害者対応にはなっていない。このため、長岡市配暴センター、障害者施設、行政側の障害者担当と会議を持ち、被害者の方の支援の方向を決めている。例えば一時的に施設入所ができるということになれば、その施設に一旦、緊急避難をしていただくという対応をしている。一時的避難というだけなので、その後の対応も含め、県の方へ障害者対応ができるよう要望しているところである。

(委員)

DVは私の周囲ではあまりないので、長岡市内でもかなりの相談件数があり驚いている。やはり家族の仲が良くないと子どもに影響が出てくるので、子育てからの関係になってくるのではないかと思う。

小学校に行かなかったりという人が、周囲で増えたり、大学を出ても家に閉じこもったりしている。そういう問題が、家族で解決できなくて、相談窓口にくるのではないかと思う。このようになる前のケアをもっと、学校や子育て支援の面で行っていったらと思う。

(事務局)

こうなる前にというのが一番重要だということは、私どもも認識は同じである。現在、中学校、高校、専門学校向けに、デートDVの「出前講座」を実施して予防に力を入れているところである。ミニ冊子も作って配布している。

(委員)

私のほうからは2点ほど。私もDV関連で申し訳ないが、ひとつは、相談件数が730件とかなり多いようだが、相談内容のたまかな分類で示していただければありがたいということ。

また、暴力を受けるに至った原因があると思うが、例えば仕事がなくなりイライラしてなど、そのようなことも相談を受ける中で聞いていると思うが、そのような分類がいただければ、対応策も出てくるのではないか。

(事務局)

細かい部分については、本日は資料を持っていないので次回また、報告させていただきたい。

(委員)

学校では家庭との連携等を大事にしているが、この「基本目標3 配偶者等からの暴力を根絶する」の【54ひとり親家庭への支援】は、具体的にはどのように実施されているのか。

(事務局)

例えば就職するにあたってパソコンの技術を習得したいといった場合に、さまざまな講座に参加するための講座料あるいはその間の生活費等の助成をする制度がある。随時、母子家庭の母および父子家庭の父に対し面接を実施し、情報提供している。

(委員)

経済的自立に向けての支援ということですね。

(委員)

苦情処理の問題は、審議会にかけるほどのものはなかったというが、これは本当にそういう人がいないのか、それとも、いるけれど手続きなどが面倒だから申し出ないだけなのか、どのように考えているか。

(事務局)

先ほど苦情処理の説明の中で1件だけ電話で入ってきた女性専用車両の話を見せていただいたが、その方が電話で納得されなければ窓口においでになり、そこであらためて説明をさせていただいた上で、納得されなければこの苦情処理制度に則って手続きをしていただくし、納得されればそれで終わりということになる。

これまでのところ一件も申出がないわけだが、なぜ出てこないのかは、男女共同参画の施策が進んでいるからとも考えられるし、手続きが面倒だからという部分もあるかも知れない。

(委員)

苦情めいた電話はあるのだけれど、手続きが面倒だし人に迷惑をかけてはいけないというので申し出なかったのか、それともそういうことはあまり長岡の市民の中にはないのか。どのようにお考えか。

(事務局)

1年に1～2件こういう電話を受けるが、長くて1時間程お話を伺うとだいたい先方も穏やかになられて納得され、その電話だけで終わっているという状況である。

(委員)

子育ての部分で、父親が会社勤めでお母さんが子育て担当というような風潮が多いが、父親が子育てに参加できるような、さまざまな支援を充実させていきたいと思う。

商工会議所等を通じて職場に対する働きかけをもう少ししていただけると、男女の子育ての負担を平均化していくことができるのではないかと思う。

避難訓練について、学校等だと休日に避難訓練をすることが多く、このような平日の昼間に在宅している人の訓練を長岡市全体で進めていくことは非常に大切なことだと思う。

(事務局)

父親の支援については、私どものほうでも「おやじ交流会」という任意の会を作り、そこで意識啓発を行っている。

今年度は11月23日に「働くパパの時間術」ということで、現在私立高校の教師をされている方から講師として来ていただくという事業を予定している。

職場等への働きかけについては、「ワーク・ライフ・バランス講演会」を、今年度も1月に実施予定。その企画・運営等については、長岡市商工会議所、長岡市青年会議所、連合中越協議会、長岡市で連携し、企画段階から協議をしながら決めてきているので、ぜひ企業側・従業員側双方にわたり意識啓発を行っていききたいと考えている。

学校での避難訓練については、危機管理防災本部、教育委員会の担当に委員のお話を伝えていきたい。

(委員)

最初に暴力の件があったが、男女共同参画はまず人権の問題であり、子どもであれ女性であれ、男性・障害者・健常者であれ、全ての人間が守られなければならないことが一番の基にある。

この計画も、具体的に25年度の実施計画が入っているが、一番重要なのは、私個人としては保育現場、教育現場で教える側の先生方が男女共同参画の視点を持ち、子どもたちにその視点で対応するという事。子どもはこういう風に対応されたということについて学習していくと思うので、その部分を私は強調したい。

実施計画が報告の中にしっかりと取り込まれてくることを期待している。

(事務局)

実施計画に書かれている「推進課」の保育課・学校教育課に、教えていく先生の意識が一番重要なので、しっかりと研修を行うように伝えたい。

(委員)

先ほどの苦情処理の件は、二つに分けられる。

一つは市の行政がまだまだ不十分ではないのかという指摘。もう一つは、もう十分過ぎる、これ以上やると男が余計に抑圧されるという反論の二つ。

どちらかという、取組を一生懸命に行い苦情受付の窓口を持っているような先進的なところでは、むしろやり過ぎではないのかという批判の方が多くなる場合が多々ある。

そういう場合、結局条例や施策の趣旨を説明することになるのだと思うが、その段階で納得される例が多いのではないかと。都市部などではJRや私鉄の女性専用席は違法、逆差別ではないのかというのがあるが、神戸市の例は、神戸市営の交通機関だから問題になったのであって、長岡市営の交通機関があるわけではないから、これはJRの方に言ってくださいとしか言いようのない部分がある。そういう形での反応は、今後もかなりあるだろうと思われる。

長岡市はこれまでも政策遂行にあたって批判や論争があったところを、ちゃんと市の姿勢を説明しながら進めてこられたということが実績としてあるから、過度に政治的な批判によってまずい立場に立たされるということがなかったのだと思う。

これからも政策の指針をはっきりと持って、頑張ってもらいたいと思う。

国や周辺市町村との連携に関しては、防災について男女共同参画の観点から積極的に最初に取り組んできたことが長岡市独自の姿勢であり、かつこれを条文に盛り込んでいくためにこれまでの委員や審議会がさまざまな努力をして頑張ってきたことが高く評価されているのではないと思う。

DVの問題について近年の新聞記事で男性の被害者もありうるという話も出てきているが、問題は、これまで女性が被害者になることが圧倒的に多かったこと。件数が上がってきているのは、自分たちが被害者だったことに被害者本人が気がついて声を上げられるようになったからではないか。

DVの問題が無くならないもうひとつの理由は、被害者が自分のことを被害者だと自覚していないように、加害者が暴力を自覚していない例が非常に多いこと。こういうことが暴力なのだということを一般に伝えていくためには、教育のレベルが非常に重要になってくるのではないかと。

今回の報告や討論の中でDVの問題が多く上がったが、この問題の解決のためには教育、それから経済的な弱者のところ特にしわ寄せがいくので、雇用の問題等に関する積極的な取組、そしてこういう会議の場でも積極的な討論ができるようになればと期待している。

(事務局)

補足させていただきたい。先ほど指摘のあった苦情制度の関係で、そもそもこの苦情処理の流れの仕組みがあることすら知らない市民がたくさんいるのではないかということも言われるかもしれない。この制度自体の積極的な周知は行っていないが、ウィルながおかでは、男女共同参画をはじめさまざまな相談を受けているということ、市政だよりにおいても大きく出しており、相談の中で市の施策や社会に対する色々なご意見があれば、スタッフが

	<p>きちんと判断し、この審議会に諮るべき事案は制度に則って処理することを当然説明するので、周知をしていないから申出が上がってきていないということではない。その点、ご理解をいただきたい。</p> <p>また、相談のワンストップ化についても、できるだけワンストップで解決できれば良いが、やはり弁護士や、警察、裁判所の手続きなど、どうしても法的な部分があるので、この辺りは関係機関との連携を密にしている。</p> <p>それから、市に相談に来るという敷居の高さから、逆に連合中越や、ライフサポートセンターへ相談に行きやすいという方がいれば、随時連絡を取り、連携を良くしてスクラムを組んで解決に向けて取り組んでいきたい。</p> <p>本日の皆さんの意見を踏まえ、着実に計画を進めていきたい。</p> <p>5 閉 会</p>
<p>8 (出席委員の署名欄) (略)</p>	
<p>9 資料</p> <p>(1) 条例と施行規則</p> <p>(2) 平成25年度男女共同参画推進室の主な取組</p> <p>(3) 第2次ながおか男女共同参画基本計画 25年度実施計画</p>	